

令和2年3月5日

領事メール

件名：オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第9号）

【ポイント】

- 中国、韓国、イラン、イタリアを出国してから2週間以内にオマーンに到着する渡航者は、国籍及び旅券の種類に関係なく全て、オマーンへの入国が禁止となっています。
- オマーンでの感染症例は3件増加し、計15件となりました。
- オマーン検察当局は、新型コロナウイルス感染者及び有症者の隔離措置を拒否する者は、感染症対策法の違反者として処罰されると警告しています。
- 8日からオマーンの保健機関への初診受付においては、オマーン政府発行のIDの提示が必須となります。

【本文】

1 2日夜にオマーン外務省がツイートしました「感染諸国からの渡航者に対する陸海空全ての国境におけるオマーン入国禁止措置」につきまして、5日朝、オマーン当局を通じて以下が確認されました。

（1）中国、韓国、イラン、イタリアを出国してから2週間以内にオマーンに到着する渡航者は、国籍及び旅券の種類に関係なく全て、オマーンへの入国が禁止される。従って、日本人もその対象となる。

（2）上記措置は2日から発動しており、航空会社にも通知済みである。

2 4日、オマーン保健省は、オマーンでの3件の感染症例が新たに登録され、計15件となったと発表しました。

新たな3名の感染者は、いずれもイランへの渡航に関係しており、2名がイラン人、1名がオマーン人とのことです。

3 4日、オマーン検察庁は、新型コロナウイルス感染者及び有症者の隔離措置を拒否する者は、感染症対策法の違反者として処罰されると警告しています。

4 4日、オマーン教育省は、新型コロナウイルス感染の拡大を防ぐために学校

が従うべき措置について発表し、全ての課外活動の延期等を求めました。

5 3日、オマーン保健省は、オマーンの保健機関への初診受付において、8日からオマーン政府発行のIDの提示が必須となると発表しました。